

シェアリングレター

— 「シェアリング」は、共有すること、分かち合うことを意味しています —

< 編集発行 >

公認会計士 林 光行 事務所
税 理 士

〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町
1-13 サンセットビル

TEL 06(6772)7770

FAX 06(6772)7740

http://www.share.gr.jp/

第54号

2017年4月

問題解決の鍵

所長 林 光行

先日、ホテルでモーニングをいただきました。豊富な食材に、美味しい料理。それなのに…、レタスの端が全て赤茶色に変色しています。思わず、使い残しのレタスを出しているのか?と思ったのですが、聞けば、前夜に用意しているためとのこと。作業手順の巧拙ではなく、「新鮮な野菜を食べていただく!」というお客様への気持ちが欠けているのだと思います。

会計士はどうでしょうか。長年、年約10億円の報酬で東芝の粉飾決算にお墨付きを与えていた会計士。2016年3月期決算は粉飾の訂正作業があり、報酬は53億円(!)。会計士業界では、問題が起こる度に新たな手続・監査調書の整備が云々されます。しかし、会計士は「会計の番人」なのか、「金の儲かる商売」なのか、そちらの方が根本の問題だと思えます。

2016年7月、相模原の障がい者支援施設で起きた殺傷事件。厚生労働省は、早くも事件当日に、施設の防犯体制徹底などに注意を促しました。それも必要なことなのでしょうが、あの事件は、施設に無縁な第三者が起こしたものではなく、当該施設に勤めていた元職員が、障がい者を蔑視して起こしたものです。

ある社会福祉法人の理事長が、「障がい者が生き生きと成長を続け、その援助をしている職員自身が自らの成長を実感できる。全ての職員がそのように働いていたなら、あのようなことは起きない。」と言っておられました。本質的なお話だと思います。

エディプスの神話があります。テーベの町で、スフィンクスの「朝は四つ足、昼は二本足、夜には三つ足で歩くものは何か」との謎に答えられず、町が乱れて崩壊の瀬戸際にあるとき、エディプスが、「それは人間だ!」(幼児期に這い、長じて二足歩行し、年老いて杖をつく)と答え、街が救われたといひます。

この神話は、解決しようもないと思える困難に人間社会が直面しているとき、解決の根源は、問題を産み出している「人間」そのものにあることを示しています(社会心理学者E.フロムの説です)。

制度や仕組みの構築・改善も大切ですが、それらを操る人のあり様、生き様が根本ではないでしょうか。

理念を唱和している私の事務所。しかし、自分は、本当に理念に沿った生き方をしているのか。胸に手を当てて、自身の言動を振り返りたいと思います。

~ CONTENTS ~

5月 - 9月の 税 務

○ 交流 第46回 一般社団法人つなぐ……………	2	5月10日	4月分源泉所得税の納付(以降毎月10日)期限
○ 経営倶楽部 第94回「IT問題と対応」……………	4	31日	3月決算法人の確定申告期限
第95回「2017年の世界と日本」……………	6	6月30日	4月決算法人の確定申告期限
○ 税制トピックス ……………	8	7月10日	6月分及び年2回払の源泉所得税の納付期限 (納期の特例の場合1~6月分)
○ 社会福祉充実計画の疑問点……………	10		社会保険報酬月額算定基礎届提出期限
○ 労務トピックス ……………	11		労働保険料の年度更新期限
○ ワンコイン憲法勉強会……………	12	18日	所得税予定納税額の減額申請期限
○ 寄稿~「森友学園の闇」……………	13	7月31日	5月決算法人の確定申告期限
○ 寄稿~「介護分野での外国人受入れにともなう課題」……………	14	8月31日	6月決算法人の確定申告期限
○ 寄稿~「福島ハーメルン・プロジェクト」……………	15		個人事業者の29年分消費税の中間申告期限
○ KS経営研究会「世の中に無いものをカタチに」……………	16	10月2日	7月決算法人の確定申告期限
○ 事務所旅行「福岡・佐賀旅日記」……………	18		
○ 2017年合宿レポート ……………	19		
○ 読者の皆様からのお便り ……………	20		
○ いま思うこと伝えたいこと ……………	22		
○ ANAセミナーの感想とご案内……………	23		

第46回 交流

一般社団法人 つなぐ -TSUNAGU-



今回の交流は、「一般社団法人 つなぐ」理事の尾関泰輔さんにお話を伺いました。同法人は、病気や障がい、貧困などの課題を抱えた子どもとその家族のために様々な活動をされています。尾関さんは、元々ブランドマーケティングの仕事をしていました。お話を聞かせていただいた所長の林が、「これはビジネスの話だ！」と甚く感銘し、4月22日の経営倶楽部(本誌24頁)でお話しいただくことになりました。さて、こども食堂とビジネスがどう繋がるのでしょうか。興味津々でお話を伺いました。(税理士 林 幸・青木 和巳)

★ 桃谷こども食堂

— 大阪で初めてのこども食堂をオープンされたそうですが、こども食堂を始められたきっかけは？

2014年4月、東京のこども食堂がTVで紹介されていました。子どもが一人でも安心して利用できる、無料または低額の食堂です。映像には、普通のおばちゃん達が楽しそうにご飯を作って、子ども達に食べさせている生き生きとした姿がありました。メールをしたら見学させてくれるというので出掛けて行くと、こども食堂に関わっている人達に話を聞くことができました。それから5か月後、営業休止していた「やさいのこころ」というレストランの店主の方に「こども食堂という活動を、一緒にしませんか？」と声をかけたら、快諾してくれたんです。それが、桃谷こども食堂です。

— それにしても、なぜこども食堂の運営を？

次女が7才で大病をして、7ヶ月間入院しました。今は元気になっていますが、当初は深刻でした。小児病棟は、感染症予防などの観点から、家族でも高校生以上でないと入れません。当時12才だった長女は病棟に入れなかったんです。長女は、学校から帰ってきたら日替わりでママ友の家で晩ご飯を食べさせてもらい、宿題をして過ごし、毎日20時ぐらいに、病院帰りの私たちが迎えに行くという生活でした。その時のイメージと、こども食堂がある意味重なったのです。

★ 何か恩返しをしたい！

— 子供さんが入院した時に感じられたことは？

「感謝」の一言ですね。勤務先から、子どもの看病を優先するようにと言ってもらえたこと。また、大人だと多額の治療費が必要ですが、難病に指定されていたので、治療費がほとんどかかりませんでした。子どもの病気に対する国の制度に感謝したし、医師・看護師、お掃除のおばちゃんに至るまで、子どもに対して周り

の人がやさしく尽してくれたことは、感謝しかありません。また、その7ヶ月の間にいろんな子どもたちを見ました。亡くなっていく子や治る子で入れ替わってゆき、娘が最古参になるくらい。そんな中、目の前に起こる現実に対して「何を見せられているんだろう」「何を学んだらいいんだろう」と感じたんです。周りの人や環境に対して、これだけのことをしてくれたんだったら「何か恩返しをしないとイケない」と強く思いました。それが今の私の原点になっています。



編みぐるみのおたまじゃくし

★ おたまじゃくしプロジェクト

次女が退院後、妻は病院内で絵本の読み聞かせのボランティアをやり始めて、現在10年ですが、もっといろんなことをしてあげたいと思っても、病院には様々な制限があります。病院の壁があるんですね。じゃあ、病院の外から変えようって夫婦で考え、おたまじゃくしプロジェクトを大学病院の先生に提案して代表理事になっていただき「一般社団法人 つなぐ」を設立。それから、デイケアサービスの経営者の方に「子ども達のために、おたまじゃくしの編みぐるみを作ってもらえませんか？」とお願いをしにいったんです。



北海道を旅するおたまじゃくし

★ おたまじゃくしが旅に出る～♪

病院で長期療養中の子どもに‘おたまじゃくし’という「お友達=お守り」を、プレゼントし、その‘おたまじゃくし’が、時々ボランティアの手に渡り、病院の外に出られない子どもの代わりに、旅に出ます。旅の風景写真に写る‘おたまじゃくし’を子供達に送ると、子ども達と外の世界が繋がります。その‘おたまじゃくし’をおじいちゃん・おばあちゃん達に作ってもら

うことで、その方たちも社会に対して関わることができると思います。その他には、入院している子供達にマンガ本を送ったりする活動や、子どもの第三の居場所である駄菓子屋復活のお手伝いなんかもしています。



— 以前は、どんな仕事をされていたんですか？

日本リーバ(現・ユニリーバ・ジャパン(株))という会社で、ブランドマーケティングをしていました。

— ブランドマーケティングって、どんなことですか？

最近の商品で例えると、ペットボトルのお茶で「伊右衛門」っていうのがありますよね。「伊右衛門といえば「福寿園の茶葉・急須で淹れたような美味しいお茶」」ってイメージを消費者に持ってもらうように、名前やパッケージ、コンセプトなどを考えるんです。このようなことを「ブランドを作る」って言い方をしていましたね。ユニリーバでは、「商品開発ではなく、ブランド開発をしろ」と教えられました。商品開発とは、生産側から発想すること(プロダクトアウト)。ブランド開発とは、顧客ニーズに合わせた製品を開発すること。しかし、調査したニーズに基づいて製品開発しても消費者は振り向いてくれません。自分で気付いていなかった「こんなものが欲しかった」、「こんなものがあるのか」という「小さな感動」を提供する必要があります。そんなことを考えるのがとても楽しかったんです。

★ 社会貢献とマーケティングは同じ？！

— 社会貢献とマーケティングは全く違う世界では？

以前は、社会貢献って信念と犠牲的精神を持った人がやるもので、ハードルが高いと思っていました。しかし、社会起業家のネットワークに出会って、活動を手伝ううちに、ユニリーバで「誰も考えつかない差別化した商品を企画するように」と言われていたことと、社会貢献活動を企画することは同じだと気づき、「あ、そうか。社会貢献活動ってそういうことか」とスッと頭に入りました。つまり、ビジネスでも社会貢献活動でも、消費者の心を掴むのは同じで、一般の人が幅広く支持してくれることを創ればいいし、実際に創れるって思ったのです。「誰もが社会貢献できる、世の中の役に立てる」そのための簡単な活動を、これまでの仕事で企画したことと同じように、いっぱい創ったらいいんじゃないか、もっと気楽に生活の一部として取り入れるこ

とができる社会貢献活動があるんじゃないかと、会社の同僚だった妻と一緒に考えたんです。

★ 自分たちが楽しいと思えるのが大事

— 尾関さんは、「やっている人が楽しくなければ」と言っておられますが、その発想はどこから？

こども食堂は、義務とかになると長続きしないと思うんです。50代60代のお母さん方が、昔取った杵柄きねづかで楽しんで食事を作っていたら、集まった子どもたちも、学校や家庭では言えないことを言ったり、楽しい居心地のいい空間になっている、それがこども食堂の基本だと思います。こども食堂は、子どもがご飯を食べることができる場所ですが、それにプラスアルファの目的をちゃんと持っていることが大切なんです。

★ ご飯を食べさせるだけじゃない♪こども食堂

池田市にあるこども食堂は、幼稚園児以下の子どもと、その親が対象で、コンセプトは「子どもたちにちゃんとした物を食べさせる」ですが、親は「月2回手抜きができる」「こども食堂にいけば、同じような親子が集まっていて友達ができる」という目的を持っていて、それでうまく運営しています。また、阿倍野の飲食店経営者がやっているこども食堂は「新しい子ども会を作る」のが目的です。新築マンションがどんどん建っている地域で、横のつながりが無いから、30人という枠で子ども会を作って、その子たちを対象に週一回やっています。こども食堂は飲食店経営者が週一回でもできる社会貢献活動ですね。また、こども食堂を始めると、周りに助けてくれる人ができます。飲食店の近所の方が、食べ物や食材を持ってきてくれて成り立っている所もあり、協力してやっという、みんながひとつの場所に集まってくるんです。

★ こども食堂で貧困問題は解決しない！

最近では、マスコミがこども食堂のことをあまりにも貧困問題とくっつけるから、「反こども食堂」活動をしようって思ったこともあるくらいです(笑)。月1回か2回の活動で子どもの貧困問題は解決しないと思います。もっと本気で貧困問題を解決しようと思わないと、この国はおかしくなると思っています。



物静かな、漂々とした印象とは正反対の、感性豊かでエネルギー溢れる行動力の尾関さんは、その意外性がとても魅力的でした。自らを「活動開発家」だとおっしゃる尾関さんの今後の活動に目が離せません。

経営倶楽部

第94回経営倶楽部 平成28年10月22日
『中小企業が直面しているIT問題と対応』
～ズバリ、貴社のIT問題についてお答えします～
株式会社ウエーブ 代表取締役 中島 進 先生



ニコッとさわやかな中島先生

今回のご講演では、システムコンサルタントだけでなく、中小企業診断士でもある中島先生から、IT問題への対処方法のほか、中小企業の経営理念に関わる問題についてお話をいただきましたので、お伝えいたします。
(税理士・CFP 小林 匠)

■ お客様の困り事を解決したい ■

中島先生は20年以上前に弊所の合宿に参加して下さったことがあり、合宿を通じて「中小企業が本当に困っていることを解決したい」との思いを強く持たれたそうです。当時、中島先生は日本オリベッティ(株)(現:NTTデータジェトロニクス(株))に勤務されてオフコンを販売しておられましたが、中小企業でシステムの問題が起こった場合には、新しい設備を導入するのではなく、プログラムを修正し、業務の流れを変えるだけで対応できることがあるため、新規にオフコンを販売することにジレンマがあったそうです。「販売ありき」ではなく、自分が考える最適な方法をお客様に提供するために、(株)ウエーブを設立されたとのこと。

■ システム担当者の使命 ■

ご講演では、パソコンの誕生からタブレット・スマートフォン時代までの流れを、中島先生が敬愛するスティーブ・ジョブスの言葉を引用しながら教えていただきました。また、システム担当者や経営理念との関わりについてのお話があり、システムコンサルタントと中小企業診断士の双方の感覚を持たれる中島先生ならではのお話だと感じました。経営理念や組織を強くすることを意識しながら行動することは、システム担当者だけでなく、どんな職種の従業員にも役立つ話だと思いましたので、以下ご紹介いたします。

「システム担当者は、特に専任者の場合、営業部門等現場の人たちから浮いてしまうことが多いので注意が必要です。また、システム担当者も売上に貢献するという意識を持つことが大切です。例えば、取引先のシ



ステムについてコンサルティングを行うことや新システムの導入が新規クライアントの獲得につながります。

社内システムは会社の血流のようなものであり、全社の情報が流れ、集約されていきます。システム担当者は、全ての従業員と接点を持ち、現場の問題・要望を吸い上げ、諸問題の改善を通して会社の目標に全従業員のベクトルを合わせることが可能です。したがって、システム担当者の役割は、会社の経営理念を皆に共有させて組織を強くすることだと考えています。」

その役割を遂行するために必要とされるものとして、挙げられた項目は、全従業員に共通すると思いました。

- ① 腹におちた経営理念
- ② 会社を良くしていく情熱
- ③ 会社を背負っているという責任感
- ④ 3年後・5年後の会社の姿
- ⑤ 原価・生産性の意識
- ⑥ 明るい肯定的な考え方



「システム担当者は、肥満体となった組織を筋肉質にできる存在だと考えています。また、中小企業では、システム担当者は他の業務との兼任となることが一般的で、仕事ができる人が担当するケースが多いので、ハードワークに注意して、体調不良などによる担当者不在のリスクを回避する必要があります。」

■ 中小企業におけるIT問題への対策 ■

ご講演では中島先生から中小企業におけるIT問題への対処方法を数多く教えていただきましたが、その中からいくつかをご紹介します。

☹️ 中小企業において情報漏えい対策は、どのようにすれば良いのでしょうか？

😊 お金をかけず、すぐにできる対策があります。以下の対応をしてください。

- 1. 従業員との秘密保持誓約書、就業規則、情報管理規程の作成・運用を行う。

2. 個人のUSBメモリは業務での使用を禁止する。
3. 事業主が、パスワード設定できる業務専用USBメモリを用意する。
4. 各パソコンにID・パスワードを設定する。
よく見かけますが、パソコンの横にパスワードを書いた紙を貼るのは禁止してください。
5. データは各フォルダにパスワードを設定。
6. 経理・給与用のパソコンはLANネットワークに繋がらない。



7. サイトの閲覧履歴を残す。
 8. メール履歴を残す。
 9. メールに添付するデータは圧縮ファイルにして、ファイルごとにパスワードを設定する。
- 他にも、個人のUSBメモリと同様に、スマートフォンやタブレットについても業務利用や、事業所への持ち込み等について取り決めしておくことが必要です。

ベネッセ漏洩
「会社に落ち度」
高裁、被告に減刑判決
ベネッセコーポレーションの顧客情報漏洩事件で、不正競争防止法違反（営業秘密の複製など）罪に問われた元システムエンジニア、松崎正臣被告（42）の控訴審判決が21日、東京高裁であった。朝山芳史裁判長は「会社側の情報管理に落ち度があった」として一審・東京地裁立川支部判決を破棄、一審より軽い懲役2年6月、罰金300万円を言い渡した。判決で朝山裁判長は、執務室に私物のスマートフォンを持ち込みを禁止しないとされた会社側の不備があったと指摘した。

編集者から 参考資料として
日経新聞 平成29年3月22日

- ☹️ パソコンは今すぐ Windows10に変えた方が良いですか？
- 😊 Windows7は2020年1月までサポートされますので、余裕をもって次の対応してください。
 1. 現在利用しているソフトが Windows10で稼働するか確認する。
 2. プリンター、スキャナー、カードリーダー等が Windows10で稼働するか確認する。
- ☹️ インターネット接続費は削減できますか？
- 😊 インターネット接続費は、多くの方がプロバイダーと数年前に契約しています。同じプロバイダーでも新しいプランがあり、契約プランを変更すれば、不足のない内容で安くなります。
- ☹️ セキュリティソフトの費用を節約できませんでしょうか？

😊 市販のセキュリティソフトとしては、トレンドマイクロやシマンテックなどが有名ですが、無料のウイルス対策ソフト Microsoft Security Essentialsを利用されてはいかがでしょうか。Microsoft社のものだから安心して使用できます。

☹️ 迷惑メールが大量に送られてくる場合はどのように対応すれば良いですか？

😊 以下の対応をしてください（詳細は、次項でご紹介する弊所ホームページのQ&A集で「迷惑メールが多い」の項目をご覧ください）。

1. メールソフトでのフィルター設定
2. インターネットプロバイダーでのフィルター設定
3. 迷惑メール相談センターへの報告
4. 最後の手段は、メールアドレスの変更

また、スパムメールに悪用されますので、自社ホームページにはメールアドレスを載せない方が良いです。

■ すぐに役立つ! オリジナルQ&A集 ■

中島先生は参加者が現在直面している問題について、ご講演中にアンケートを取り、丁寧に回答してくださいました。時間の都合もあり、その場で対応できないものもありましたが、後日全てのご質問に回答していただきましたので、その内容を弊所ホームページに掲載しております。仕事に役立つ情報が満載ですので、是非ご覧ください。

☞ **貴社のIT問題 Q&A集** で検索!

- ☹️ 容量オーバー等で、再三画面が固まってしまう!
- ☹️ 社員の行動予定をまとめて見られるシステムは?
- ☹️ 社員のパソコン使用状況を把握するには?

など、全24項目にわたって中島先生からの😊回答を掲載しています。

■ 至れり尽くせり、フリーソフトのご紹介 ■

最後に、便利で安心して利用できるフリー（無料）ソフトの紹介がありました。ダウンロードから使用方法まで、実習しながら丁寧にご説明くださいました。ご紹介されたソフトは上記Q&A集にも掲載されていますのでご覧ください。



☼ 株式会社 ウェーブ <http://scwave.co.jp/> ☼
 ☼ 大阪市北区西天満5-14-7-8階 06-6365-7136 ☼
 ~ みんなで理念の花を咲かせましょう ~

経営倶楽部

第95回経営倶楽部

平成29年 2月 4日

『2017年の世界と日本』～ トランプ大統領と関西経済 ～

講師：政治・経済評論家 佐藤 一段 先生



今回は、泉先生が体調を崩され、ピンチヒッターとして産経新聞時代の旧知の友である佐藤一段先生にご登壇頂きました。佐藤先生の本名は「一男」なのですが、段組みで構成されている新聞記事の中でも、一段ごとの小さな記事を大切にしたいという思いからご自身で「一段」に改名されて、お仕事に取り組んでこられたとのこと。以下、ご講演の一部を、独断で解説を加えつつ、お伝えさせていただきます。(税理士 林竜弘)



◆米国大統領選にトランプ氏が勝利！！

アメリカの大統領にトランプ氏が選任されました。トランプ大統領とは如何に付き合っていけばよいのでしょうか？ はたまた関西経済はどうなるのでしょうか？



一段先生曰く、「アメリカファーストを標榜するトランプ大統領は、自由競争を推し進めています。これに呼応する形で現在、大阪では、関西電力と大阪ガスが競争しています。これは関西を代表する優良企業同士が、収益性が悪化するような競争に突入することであり、望ましいことではありません」と仰います。

それにしても、電力自由化というのは、分かり難い仕組みです。発電と売電を分離して、我々が今まで、関西電力から買っていた電気を、新規参入してきた電気の販売会社から買った方が、電気代が安くなるというのですから不思議な感じですが、本来なら、原子力発電などのエネルギー政策の見直しによって、電気料金が値上がりしてもおかしくなさそうな気がします。少し調べてみると、2016年(平成28年)4月以降、電気の小売業への参入が全面自由化されたことにより、家庭や商店も含む全ての消費者が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになっています。資源エネルギー庁のホームページでは「ライフスタイルや価値観に合わせ、電気の売り手やサービスを自由に選べるようになる」と説明されていますが、この点について、一段先生は、「関西を代表する優良企業には、万博などのイベントがあると、たくさんのお金を出してもらわないといけないので、おかしな競争に巻き込まれて、経営の屋台骨が傾くようなことがあっては困る。財界の旦那衆がお金を出し合うという文化を大切にしてもらいたい」と苦言を呈しておられます。

◆果たして、大阪万博は実現するか？

次は、万博の話題です。大阪万博を実現させようと、関西経済のみならず、日本経済界は、経団連の会長を担ぎ上げて、招致に取り組んでいます。前回の大阪万博は、1970年の開催ですが、東京五輪の向こうを張って、岡本太郎氏作の「太陽の塔」がそそり立つ万博記念公園を活用して、開催を目指していたようです。



ところが、2025年の万博の開催地としてフランスのパリが2016年11月に正式に立候補を届け出ています。大阪も立候補する意向を示していて、準備を急いでいます。オリンピックでは、他国の追撃を抑えて



“おもてなし”の東京が開催地を獲得することができましたが、大阪も同じように“おいでやす”の心で万博を招致できるかといえば、そうは問屋が卸さないようです。万国博覧会の本部があるのがフランスのパリだからです。

一段先生曰く、「フランス革命100周年を記念して、1889年にパリで行われた第4回万国博覧会のためにその象徴として建てられたのがエッフェル塔です。万博の本拠地が開催を表明しているのに、わざわざ東アジアの遠い国に開催を委ねるというのは考えにくい」ということです。確かに、フランスは強敵で、大阪への万博招致のハードルは、限りなく高くなったと言わざるを得ない状況です。これに対して、大阪の松井知事は、「相手に不足なし」と豪語していますが、果たしてうまく行きますかどうかお手並み拝見というところですね。なお、2025年の万博開催地は、2018年秋にBIE(博覧会国際事務局)加盟約170カ国の投票で決定するそうです。

◆関西経済界をにぎわせた経済人との交流

後半は、一段先生の記者時代の逸話を披露して下さいました。相手は、松下電器の創業者松下幸之助さん（1894年11月27日生～1989年4月27日没）で



す。一段先生は、昭和40年代の初めに、第一線で関西経済界を取材担当していた大手ジャーナリスト数人と「億万長者に、カレーライスをおごる会」というのを作っていたそう

です。記者仲間でお金を出し合って、当時の高級レストラン「クラブ関西」で、松下幸之助さんにカレーライスをご馳走するという会です。この会は、2ヶ月に1回のペースで開かれ、プライベートの集まりなのでオフレコが当然でした。そのため松下幸之助さんも砕けた対応で世間話に興じてくださったそうです。その中で、一度だけ忘れられない本音を口に出されたそうです。クラブ関西のカレーライスは、松下幸之助さんが召し上がるからといっても、特別にルーが美味に作られているわけでもなく、また御年だからライスの量が少なめにしているわけでもなし。同じ分量のカレーライスを、談笑のうちにいただくのだけれど、いつもどうしたことか、記者たちよりも松下幸之助さんの食べ終わる方が早かったそうです。会の当初は、あまり気にならなかったのが、回を重ねるに至って、気安さも伴って、非礼ながら尋ねてみられたそうです。それに対して、松下翁曰く、「いやー、それは失礼していたんですなア。皆さんとご一緒にいただいておらんといかなんだのに…。実は、私のこの早めし食いは、なかなかおらんものなんです。というのも、ご承知のように、小さいときから船場の丁稚に出てまして、三度の食事もお下のもんが、みんなより後から。それでいて食べ終わりは一番早く、という生活でした。ですから、この年になっても、あの丁稚の時分のクセが、なかなかおらんのですわ。せっかくご馳走になつてなのに、ゆっくり味わわず、笑うておくなはれ」と応じられました。

松下幸之助さんの早めしの気性は、大成されてからも忘れることなく、事業においても、常にすばやく先手を打たれるようになったのかも知れないと、億万長者を相手に、お昼ご飯をおごるなどと大それたことをやっていたものだとして、一段先生は回想されました。

松下幸之助さんといえば、関西のみならず、日本を代表する経営者の一人ですが、松下幸之助さんだけでなく、日本の高度成長期を支えた関西の経済人にも、一段先生は、取材を通じて触れ合う機会を得てこられました。丁度、一段先生が記者になられた昭和30年代の初め頃は、「もはや戦後ではない」といって、関西財界も輝き出していた時代で、その時代を代表した人々とジャーナリストとして触れ合う機会に恵まれたことは、まことにラッキーなことであったと振り返り、1冊の本にまとめて出版されました。



『関西経済人 ちよつと味な昔噺 28集』という、活気に満ち溢れた船場に活躍した名士28人にまつわる逸話をまとめた本です。1週間ほど前に大阪倶楽部で出版記念パーティーが開催され、たく

さんの方々がお祝いに駆けつけておられました。

◆最後に 懇親会の時の感想で、佐藤先生が仰った一言で、「この商売は、代わりになる人がいないので、休まれへんのがネックです」というのが印象的でした。佐藤先生は、泉先生と同じ1930年のお生まれで、御年87歳になられます。我々も研修講師等で代わりになる人がいないときは休めないで、体調管理には気を付けていますが、改めて、代わりになる人がいるというのは大切なことだと気づかされました。

◆参加者の感想：

◇大阪の経営者、トヨタの強み、大阪の活性化等々先生の得意なお話で、とても楽しく聞かせていただきました。◇お話は理解できたが、予測しづらい語等、政治・経済が正に生き物であることを痛感した。etc.
※詳細は、林事務所のHPをご参照ください。



◆今回は、病の床に伏して登壇が叶わなかった泉先生ですが、大腸がんの手術を無事終えられ、現在リハビリ中です。泉先生がお元気に回復されたら、講演を企画いたしますので、乞うご期待！ ぜひご参加を！

税制トピックス

平成29年度の税制改正法案が成立しました。所得税法では配偶者控除等の見直しを取り上げ、法人税法は大きな改正事項はありませんが、経済再生及び中小企業に配慮したものを取り上げました。(税理士 古田茂己)

□ 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

平成30年分(住民税は平成31年分)から配偶者控除が見直しにより次のようになりました。

世帯主の給与収入	配偶者控除額	老人配偶者控除額
1,120万円以下	38万円	48万円
1,170万円以下	26万円	32万円
1,220万円以下	13万円	16万円
1,220万円超	適用なし	適用なし

また、配偶者特別控除も見直された結果、世帯主の所得からの満額控除(38万円)が適用される配偶者の収入の上限が103万円以下から150万円以下に引き上げられました。なお、控除額は次の通りです。

		世帯主 年収				
		1,120万 円以下	1,170万 円以下	1,220万 円以下	1,220万 円超	
配 偶 者 の 年 収	150万円以下	38万円	26万円	13万円	0万円	
	155万円以下	36	24	12	0	
	160万円以下	31	21	11	0	
	167万円以下	26	18	9	0	
	175万円以下	21	14	7	0	
	183万円以下	16	11	6	0	
	190万円以下	11	8	4	0	
	197万円以下	6	4	2	0	
	201万円以下	3	2	1	0	
	201万円超	0	0	0	0	

□ 積立型NISAの創設

NISA(少額投資非課税制度)で、平成30年1月から積立型が導入されます。譲渡益・配当の非課税期間が20年間で年間投資限度額は40万円となっています。ただし、現行のNISA(非課税期間5年間で年間投資限度額は120万円)との選択適用となります。

□ 医療費控除等の添付書類の見直し

平成30年1月以降に所得税の確定申告書を提出する場合、医療費控除またはセルフメディケーション税制(スイッチOTC薬控除(第52号参照))の適用を受けようとするときは、医療費の領収書等に代えて、医療費の「明細書」または医薬品購入費の「明細書」を添付又は提示することになりました。経過措置として、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、現行の領収書等でも適用されます。

平成29年度の税制改正法案が成立しました。所得税法では配偶者控除等の見直しを取り上げ、法人税法は

□ 中小企業経営強化税制の創設

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、青色申告書を提出する中小企業者等が、特定経営力向上設備等に該当するもののうち、一定規模以上の新品である設備を取得して国内で事業の用に供した場合(事業の用に直接供される設備のみ)、特別償却と税額控除のいずれかを適用できることになりました。

	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
要 件	生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
	工業会等が確認	経済産業局が確認
	経営強化法の認定	
設 備	機械・装置(160万円以上)、建物附属設備(60万円以上)、工具器具(30万円以上)、ソフトウェア(70万円以上)	
税 制	即時償却又は取得価額の7%税額控除(資本金3千万円以下の法人及び個人は10%税額控除)但し、当期法人税額の20%が上限とされ、控除不足額は1年間の繰越が可能。	

□ 従業員の所得拡大促進税制の見直し(大法人も対象)

青色申告法人が平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度に、雇用者に対する給与等を増加させた場合、その増加額の10%が税額控除(控除限度額は法人税額の10%(中小企業者等は20%))できる制度があります(雇用促進税制と重複適用する場合は、一定額の減額調整が必要)。適用要件は次の3つです。

要件①	雇用者給与等支給額が基準年度(注)より5%以上増加していること
要件②	雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額以上であること
要件③	平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額以上であること

(注)基準年度とは、平成25年4月1日以後に開始する事業年度のうち、最も古い事業年度の直前事業年度をいいます。

この内「要件③」が見直され、平成29年4月1日以後に開始する事業年度では、次のように控除税額が変更されました。

	比較平均給与等の増加割合が2%未満	比較平均給与等の増加割合が2%以上
中小企業者等	雇用者給与等支給増加額の10%(A)	(A) + 比較給与増加額×12%
中小企業者等以外	税額控除の適用なし	(A) + 比較給与増加額×2%

□ 住宅取得等資金に係る贈与税の特例の延長

親や祖父母が、20歳以上の子や孫の住宅取得資金等を援助しても、非課税枠内であれば贈与税が課税されない制度が平成33年12月末まで延長されました。

契約締結期間	非課税限度額	消費税率10%が適用される場合(A)		消費税率8%等が適用される場合(B)	
		良質な住宅	左記以外の住宅(一般)	良質な住宅	左記以外の住宅(一般)
平成28年1月～31年3月	—	—	—	1,200万円	700万円
平成31年4月～32年3月	3,000万円	2,500万円	2,500万円	1,200万円	700万円
平成32年4月～33年3月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円
平成33年4月～33年12月	1,200万円	700万円	700万円	800万円	300万円

(注) 個人間売買は(B)が適用されます。

なお、暦年課税の基礎控除額110万円が別途ありますので、贈与された金額から上表の金額を控除した残額が110万円以下の場合、贈与税は発生しません。

□ 広大地の評価方法の見直し

地積が1,000㎡以上(三大都市圏では500㎡)の宅地は、道路や公園等を整備するため、宅地として利用できない土地が生じるため、一定の評価減が認めら

れています。平成30年1月以降、広大地の評価減を計算する方法が、面積に応じて減額する評価方法から、各土地の形状・面積に基づき評価する方法へと見直されました。詳細はこれから議論されます。

□ タワーマンションの課税の見直し(固定資産税等)

タワーマンションの固定資産税評価額に、平成30年度から「階層別専有面積補正率」が導入されます。中階層を基準として階層ごとに補正されるため、例えば、40階建てのマンションの場合、固定資産税が下記のように変化します。上層階の方が低層階に比べて取引価額が高いことを踏まえての改正で、40階の固定資産税は1階に対して1割増しになります。なお、一棟の固定資産税額の合計額は変わりません。

階層	現状	改正後
40階	20万円	21万円
20階	20万円	20万円
1階	20万円	19万円

□ 異動届出等の見直し

納税地(本店等の所在地)の異動の届出書について、平成29年4月から異動前の納税地の所轄税務署長に提出するだけでよいことになりました。



社会保険関係

❖ 雇用保険適用拡大(65歳以上)

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。

なお、高年齢被保険者の保険料徴収は、労使とも平成31年度までは免除となります。

※ 高年齢被保険者の手続き

○ 平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合

☞ 雇用保険の適用要件に該当する場合、ハローワークに雇用保険被保険者資格取得届の提出が必要です。

○ 平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者である方を継続して雇用している場合

☞ ハローワークへの届出は不要です。自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。

※ 新たに適用される給付金

平成29年1月1日以降、65歳以上の方についても高年齢被保険者として下記の給付金が対象となります。

- ① 高年齢求職者給付金 ② 教育訓練給付金
- ③ 育児休業給付金 ④ 介護休業給付金(※)

(※) 祖父母、兄弟姉妹、孫は「同居かつ扶養」の場合が対象でしたが、「同居かつ扶養」の要件が廃止。

❖ 社会保険(厚生年金・健康保険)の適用拡大

平成28年10月から社会保険の加入対象が拡大されました。週30時間以上働く方に加え、従業員501人以上の会社で週20時間以上働く方等も社会保険の加入対象となりました。さらに、平成29年4月からは500人以下の会社で働く方も、労使で合意すれば社会保険に加入できるようになりました。以下の要件を全て満たす短時間労働者の方が対象です。

- (1) 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- (2) 賃金の月額が88,000円以上であること
- (3) 雇用期間の見込みが1年以上であること
- (4) 学生でないこと(夜間学生は除く)
- (5) 以下のいずれかに該当すること

- ① 従業員が501人以上の会社で働いている
- ② 従業員が500人以下の会社で働いていて、社会保険に加入することについて労使で合意がなされている(平成29年4月から)





社会福祉充実計画の疑問点

税理士・中小企業診断士 前田有太可

平成29年4月から本格施行となった改正社会福祉法の一つの目玉に「社会福祉充実計画」（福祉法55条の2。以下、「充実計画」）があります。これは社会福祉法人の内部留保問題に対応したもので、法人の余裕財産を、「既存の社会福祉事業等の充実」、もしくは「新規事業」に投下するという計画を作成・実施し、原則5年以内にその余裕財産を使いなさいというものです。

（1）社会福祉充実残額の計算

社会福祉充実計画の作成には、まず、社会福祉事業等に再投下する財源である余裕財産（社会福祉充実残額。以下、「充実残額」）を計算します。簡単にいうと、法人の期末日の貸借対照表の純資産額から事業継続に必要な財産額を控除します。計算方法については議論はありますが、厚生労働省から発出された「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下、「事務処理基準」）や「同Q&A」に従うこととなっています。

（2）充実計画とは

次にその充実残額を何に再投下するかという「充実計画」を作成します。投下順位は、① 社会福祉事業、② 地域公益事業、③ その他公益事業、の順です。さらにそれらの事業の「既存事業の充実」または「新規事業」となっています。ただ、充実残額の計算は3月末の決算数値に基づきますので、その計算ができるのは5月初旬くらいですから、そこから新規事業を計画して、6月の評議員会の承認や所轄庁に承認申請するというのは、やったことがない新規事業では無理があります。従来から法人内でやろうとしていたことなら織り込むことはできますが、大方は「既存事業の充実」になるかと思っています。

（3）充実計画の疑問点

さて、その充実計画について、以下の3つの点が不明確だと私は思います。

① 既存事業の「充実」の概念が不明確

既存事業の充実について、厚労省の例示の一つに「新たな人材の雇い入れ」があります。しかし、従業員の退職に伴う採用のような「新たな人材の雇い入れ」は、既存事業の「充実」になるのでしょうか。それとも、欠員補填だから「充実」にはならないのでしょうか。増員ならOKですが、もし、パート職員が退職し、正



職員を採用するのは、「充実」に該当するのでしょうか。

また、就労支援施設で機械が古くなったので新式で生産能力が倍の機械を入れ替えたなら、これは入れ替えだから「充実」にはならないのでしょうか。それとも能力は倍だから「充実」なのでしょうか。

このように、充実の概念がはっきりしていませんので、充実か否かの線引きは難しい判断だと思います。

② 充実計画の実績を記録、検証する手段が不明確

充実計画が会計基準とは別概念であることから、充実計画の事業費の支出実績は、会計上は設けられている拠点区分などには区分経理がなされません。また、事業費の算出方法が不明確です。

例えば職員100人の基本給を初年度一人1万円、2年目も1万円昇給したとします。1年目は1万円×100人＝100万円が事業費となります。2年目は昇給分の100万円か、計画開始時と比較して増額となった200万円のどちらが事業費となるのでしょうか。さらに事業費を計算するには従業員の入退社を追跡していく必要がありますが、会計処理では人件費はサービス区分ごとに合計額で処理されることが多いので、昇給分を個別に把握することはされません。

優先的に検討することが望ましいとされる（事務処理基準P22）職員処遇の充実に関わる人件費だけでなく、他の事業費についても、区分経理されないため、拾い出しはほぼ手作業となり、支出実績を会計帳簿で検証することは極めて困難であることが予想されます。

③ 充実残額の非連続性

充実残額は会計基準とは別概念であるため、充実残額の年度間の連続性がありません。例えば、計画初年度期首充実残額1億円－初年度事業費支出2千万円＝初年度期末充実残額8千万円、と計算しそうなものですが、初年度の期末充実残額の計算はご破算でお願いまで、期末貸借対照表の純資産額から事業継続に必要な財産の額を控除して計算し直すのです。ですから、上の計算式との関連性がありません。つまり、期末にフタをあけてみたら充実残額が大幅に増減するということがあり得ます。充実残額が期末にならないと読めないのは、充実計画の実施の安定性を欠くものとなっています。

したがって、現場の混乱を避けるため、早期に充実計画のルールが整備されることを望みます。

労務トピックス

政府は、平成28年6月2日、「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、「同一労働同一賃金」の実現による非正規従業員の待遇改善を目指すとしてしました。そして、平成28年12月20日、労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法の的確な運用のために、どのような待遇が合理的であるかを示すガイドライン案が策定公開。今回は、このガイドライン案と年金納付制度の改正を取り上げます。 (社会保険労務士 京井 安雄)

□ 同一労働同一賃金ガイドライン案 □

□ 「同一労働同一賃金」とは？

「同一労働同一賃金」とは、労働の内容が同一であれば同一の賃金を支払うという考え方です。これは元々男女間の賃金差別を是正する法原則として導入されたものですが、正規・非正規労働者間の待遇格差問題の場合は「客観的な理由のない待遇格差の禁止」を意味します。

ガイドライン案での「同一労働同一賃金」の対象が、基本給だけでなく各種手当、賞与、福利厚生に及んでいるのは、その意味で使われている表れといえます。



□ ガイドライン案の内容

ガイドライン案では、正規労働者と非正規労働者との待遇格差がある場合、基本給についてはその決定要素（職業経験、能力、業績、成果、勤続年数）毎に、手当についても決定要素（業績、職務内容等）毎に「問題となる例」、「問題とならない例」が示されています。

「合理的な理由」のある待遇格差は認められますが、その「合理的な理由」を示したものとイえます。

このガイドライン案で注意したいものが手当に関するものです。例えば、賞与が職務内容や貢献度にかかわらずほぼ低額で支給している場合、非正規労働者への不支給は「問題となる例」とされている点や、その他の各種手当や、福利厚生についても非正規労働者に「同一の待遇」を求めている点です。

□ 「同一労働同一賃金」に対応した労務管理

ガイドライン案には法的拘束力はありませんが、今後、企業は、待遇差についての説明責任を求められることが予測され、そのためには「同一労働同一賃金」に対応した労務管理を行う必要があると思われます。

ガイドライン案では待遇を、職務内容や役割、貢献度に応じて決定することを求めていることから、職務内容や役割等を基準とする「役割等級制度」の導入が考えられますが、これについては次号以降に譲ります。

□ 年金受給資格期間が25年から10年に □

□ 新たに年金を受け取れる方が増えます

平成29年8月1日より、年金を受け取るために必要な資格期間が25年から10年に短縮されます。資格期間とは、国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間やサラリーマンをしていた期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）を合計したものをいいます。この他に「カラ期間」と呼ばれ、年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間（昭和61年3月以前にサラリーマンの配偶者だった期間や平成3年3月以前に学生だった期間等）もこの資格期間に合計することができます。以上により新たに年金を受け取れるようになる資格期間が10年以上25年未満の方には、日本年金機構より年金請求書が郵送されます。年金請求書がお手元に届きましたら、年金請求の手続きを忘れずに行いましょう。

□ 資格期間が10年未満だったら年金を受取れない？

現在資格期間が10年未満であっても年金を受取れるようになる方法があります。

- ① 60歳以上65歳までの方も一定の要件を満たせば国民年金に任意加入できます。
- ② 資格期間が65歳時点で10年に満たない方は、最長70歳まで国民年金に任意加入できます。
- ③ 国民年金保険料の納め忘れがある場合は、過去5年分まで納めることができます（平成30年9月まで）。
- ④ 国民年金への切替の届出もれ（3号から1号）により未納期間がある場合、手続き（特定期間該当届）をすることで年金を受取れない事態を防止できるほか、最大で10年分の保険料を納め（平成30年3月まで）、受け取る年金額を増やすことができます。
- ⑤ 年金記録を確認することで年金を受取れる場合があります。現在でも持ち主の分からない年金記録が未だに約2000万件残っています。



人事・賃金制度のご相談は 
京井総務事務所 TEL: 06-6362-7581

ワンコイン憲法勉強会

～ 憲法の「憲」は入れ墨?! ～

昨年4月の経営倶楽部で、「継続的に憲法を勉強しよう」と盛り上がり、その後3回の準備会を経て、本年2月13日、記念すべき

第1回の勉強会が開催されました。「誰でも気軽に参加」の思いから会費を500円に、「ワンコイン」を冠しました。

以下は、発起人の1人、大ちゃん(弁護士 手塚 大輔さん)のレポートです。 (税理士 林 幸)

この勉強会は、憲法というとすぐに護憲か改憲かという議論になってしまいがちなところ、その議論はちょっと横に置いて、そもそも憲法って何か、世界の歴史の中で憲法や立憲主義というものがいつ、どのように形成され、その中で日本国憲法はどのように位置づけられるのか、といったことを皆で勉強しようという動機から始まりました。その趣旨に沿って、熊田篤嗣さん(以下「くまちゃん」)が、古くはローマ法まで遡って憲法生成に関わる歴史的出来事をまとめた10頁にわたるレジメを作って来てくれました。

?? 日本で「憲法」はいつから? ??

しかし、議論は思わぬ方向へ。レジメの「604年 十七条憲法」の記載について、光行さんが「聖徳太子が憲法と言ったの?」と。そこで誰かが「日本書紀(720年)に記述がありましたよね。そして次々スマホで日本書紀や十七条憲法を検索。「十七条憲法っていいことも書いてあるね。でもこれは“役人の心得”で、実態はそうでなかったからみたいやね～」などと話していると、聖徳太子の1000年前の春秋戦国時代の「国語」に「憲法」の記述が。その頃から「憲法」という言葉は用いられていたのです。そこで新たな疑問、「憲法の『憲』はどんな意味?」と。衝撃的で新鮮な問いでした。私も弁護士ですから当然憲法の勉強をしましたが、憲法の「憲」がどんな意味かなど考えたことも無かったからです。



?? 憲法の「憲」でどんな意味? ??

こうなるともう調べずにはいられません。早速『字統』で引いてみるとありました! 「憲」の字源と意味はなんと、目の上に入れ墨を入れる刑罰とのこと。「憲」の真ん中の部分が「目」、その上の部分が「入れ墨用の針」を意味するのだそうです。そこから掟や法の意味になっていったとのことでした。これには一同「へえ～、そうやったんや～!」と目から鱗でした。

では「憲法」という言葉は十七条憲法以降、日本において使われていたのか? 明治期に作られた大日本帝国憲法の「憲法」は十七条憲法から拝借したのだろうか? 参加者の関心はさらに広がっていきます。

そこで今度は『国史大辞典』を調べてみると、ありました! 江戸時代には「憲法」という言葉が幕府法的美称として用いられ、幕府の法令を編纂した『憲法部類』や『憲法編年録』といった書物があるとのこと。なるほど、そこから憲法=法律を集大成したもの=法律の上位概念みたいな認識が生まれ、明治期に大日本帝国「憲法」という名称が用いられたのではないかと想像が膨らみ、議論が白熱していきます。

?? constitution(憲法)の意味は? ??

ここでまた光行さんが鋭い切り込み。「憲法は英語で「constitution」やけど、意味は?」。次は英語辞典、ラテン語辞典まで動員。意味はラテン語の「con:共に」+「statuere:立てる」で、そこから構成とか構造といった意味になったとのこと。



そうだとすると、「constitution」を「憲法」と訳したけれど、本質を突いていないのではないかな。では「constitution」という概念の本質を上手く言い表す日本語は何だろう? 皆で頭をひねって出てきた答えが「国体」。国の構成や構造は国家の体制だから、「国体」という言葉が正に「constitution」という概念の本質を突いているのではないかな。すなわち、「constitution(憲法)」とは、国体を定めたものであると理解すれば、その本質が明確になるのではないかな。というのが我々が行き着いた一つの結論でした。

ここで時間切れ。くまちゃんが準備してくれたレジメは次回以降に(笑)。予想外の展開となりましたが、様々な年齢、職業の人が集まったことで、自分では考えない素朴な問題提起から議論が深まり、有益で楽しい勉強会でした。参加者の中で「これぞリベラルアーツ!」「いやいやトレビアの泉かも…(笑)」との声。

今後も関心のある人も無い人も多くの人が参加され、憲法に関する知識や議論を共有することができればいいなあと思います。ハマるかもしれませんよ(笑)。

第2回ワンコイン憲法勉強会

- ・ 日時 : 4月29日(土) 16:00～
- ・ 場所 : 林光行事務所 2階



寄稿

森友学園の闇

弁護士 四宮 章夫 様

- 1 森友学園に国有地が激安で払い下げられた問題で国会が紛糾している。
- 2 2015年5月に森友学園が国から土地を一時賃借した後、2016年4月に土地表面のゴミの撤去費用として国から1億3200万円が支払われ、同年6月20日に地下深層部から発見されたゴミの撤去費用8億1000万円を除く1億3400万円、10年の年賦の条件で、森友学園に売却された。
- 3 森友学園が小学校認可を求めて大阪府に提出していた契約書には建築費が7億5600万円と、補助金申請のため国交省へ提出した契約書には同23億8464万円と記載されていたが、建築業者は15億5520万円が正しいと説明している。
- 4 籠池泰典理事長は、森友学園で塚本幼稚園を、別の社会福祉法人で保育園を運営しているが、理事長の妻は幼稚園の副園長と保育園の園長とを兼務していたことから、2015年度に幼稚園に支払われた約4000万円の補助金の内、園長が常勤である場合の加算金500万円を違法に受給していた疑いが持たれている。2016年度も同様である。



なお、塚本幼稚園は特別な支援が必要な要支援児の受け入れで過去10年間に補助金1億7000万円を受給しているが、在籍割合が府内平均の10倍だとして、不正受給ではとの疑いも指摘されている。

- 5 大阪府私学審議会は、2012年財務省の働きかけと森友学園の要望を受け、私立小学校設置認可基準を緩和し、「条件付き認可適当」と答申している。

ところで、「日本会議の研究」(扶桑社新社2016年)を著した菅野完氏は、今般、籠池理事長との会談の後、「籠池氏は、3年くらい前から急に役所が小学校開校の計画に好意的になったという印象を抱いていた。大阪府私学課も、財務省近畿財務局も、後押しをするようになったと話した」、「財務省側は籠池氏に対し、迫田英典氏が理財局長である間に話を進めたほうが良いと言っていたらしい」と話した。

迫田氏は、安倍首相と同じ山口県出身、2015年7月に理財局長に就任、2016年6月17日には国税庁長官に出世している。

迫田氏の在任中、物事が森友学園の思惑通りに運ん

だとの指摘がある。2015年に遡るが、迫田氏は、9月3日に安倍首相と官邸で面会。4日に近畿財務局、大阪航空局(ゴミの撤去費用を試算した部署)の担当者が籠池氏側の工事業者らと面談、翌5日に昭恵氏が小学校の名誉校長に就任している。売買契約日は迫田氏が理財局長を退いた3日後である。

- 6 塚本幼稚園のホームページには、教育方針について、「先人から伝承された日本人としての礼節を尊び、それに裏打ちされた愛国心と誇りを育てる。」等と、教育内容について、「毎朝の朝礼において、教育勅語の朗唱、国歌「君が代」を斉唱します。」等と掲載されている。



籠池理事長は、「日本会議」に属していた。安倍晋三首相を政界右派のサラブレッドとして担ぎ、2度目の首相就任の御膳立てを整え、現在その周囲をガッチリと固めているのは「日本会議」の面々である。

産経新聞は、理事長が2012年1月に同団体を退会していたと報道するが、籠池理事長夫妻と安倍晋三夫妻との結び付きは、「日本会議」での交流や、その思想の教育現場における実践活動への関心が切っ掛けとなったものと推測できる。

なお、南京虐殺の際の「百人斬り裁判」を担当した後政治家になった稲田朋美防衛相も、保守活動家の父親を持ち、「日本会議」では安倍晋三の後継者と目されている人物であり、籠池理事長とも弁護士の職を通じて関係を有していたことがある。

- 7 青木理氏も「日本会議の正体」(平凡社新社2016年)を著していて、興味深い問題であるが、今回は、「日本会議」の中身については触れない。

しかし、加重収賄や有印私文書偽造・同行使・詐欺等の刑事事件の匂いが芬々とするのに、検察庁が捜査に着手する気配が一向になく、また、内閣自らが調査するでもなく、会計検査院が調査しているとして、安倍首相は、売買価格の正当性を報告させるだけで幕引きを図ろうとしているようである。

現在の日本社会では、ヘイトスピーチ活動に顕著に見られるように、「日本会議」が背景にあれば、何でも許されるようだ。憲法も風前の灯である。

読者の皆様に、森友学園の闇の深さを御理解頂ければ幸いである。森友学園問題の追及は日本の民主主義を回復する戦いにも通じている。



寄稿

**介護分野での外国人
受入れにもなる課題**

元衆議院議員 熊田 あつし 様

国際交流事業に携わっていると、少子化の影響や日本人の労働に対する意識の変化があり、さまざまな現場で人手不足から外国人材活用のお話をよく聞くようになりました。皆さんも、飲食店やコンビニ等でも外国人の方が働いている姿を良く見かけるのではないのでしょうか。今や、外国人の方のマンパワー無しでは成り立たない分野も増えてきました。

➤ 介護分野への外国人材受け入れスタート ➤

これまでは農業・漁業・縫製・建設・工場などで多くの外国人が来日し、技能を学びつつ貴重なマンパワーとして活躍してきましたが、より深刻な人材不足を背景に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」および「出入国管理及び難民認定法」が昨年改正され、2017年秋から介護分野での外国人材の受入が本格化することとなりました。

厚生労働省試算では、2025年は介護人材の需要253万人に対し供給が215万人のため、約38万人の介護人材不足が生じます。このかなりの部分を外国人のマンパワーに期待しているため、相当数の外国人が介護の現場に入ってくることになるでしょう。

介護の現場での外国人の受入れ方法は次の3つです。

- ①従来のEPA(経済連携協定)による受入れ
- ②在留資格「介護」による受入れ: 介護福祉士資格を取得して業務に従事
- ③技能実習生の介護職種として受入れ: 実習生として、5年間までの滞在

今回、①に②と③が加わることとなります。

☞ 言葉や文化の違いによる壁 ☞

この流れは避けることができないと考えますが、一方で、懸念すべき課題も抱えていると思います。

おそらく②の方法では資格取得の為に時間も費用もかかるので、③の方法で入国する人が一番多くなると予想されますが、従来の技能実習の職種とは決定的に違うのは、介護は人と接することが仕事の中心となり、言葉や文化の壁が大きな課題となるということです。

そのため、他の技能実習職種と異なり、介護に関して、入国段階で日本語能力試験4級(N4)、2年目以降日本語能力試験3級(N3)を要件としています。

☞ 日本語能力検定要件が火種に ☞

ここに大きな問題の火種があると恐れます。多くの介護施設や受入れ機関は、一人でも多くの人材を入れたいあまり、N4で入国させるところが相当数に上ると思います。しかし、介護の現場で日夜働きながら1年間でN3を取得することは、日々日本語を使う環境にいてもかなり高いハードルです。N3を取得できず強制的に母国に帰らざるを得ない人たちが数十パーセントに上ると予測されます。そうなれば、本人達にも、2年目以降のマンパワーとして期待していた介護事業所にも大問題となります。残念ながらこのような事態が各地で起こるのではないかと懸念しています。

➤ 准看護師として勧誘する受入れ機関 ➤

もう一つの問題点を指摘しておきたいと思います。私がベトナムで聞いていると、現地の大学生などに、「介護福祉士」ではなく「准看護師」として日本で働かないかと勧誘している事例をよく耳にします。これは、ベトナムで介護福祉士にあたる言葉がないからなのでしょうが、介護と看護では内容は全く異なります。実際、学生に介護の内容を伝えると、想像していた仕事と違うからでしょうが、それならば日本に行きたくないという声も相当数聞こえてきました。ここから想像できることは、業務の内容をきちんと伝えずに、とにかく人さえ集めればいいという感覚で勧誘している日本の受入れ機関があるということです。

こんなやり方が、海外で日本の技能実習制度は形を変えた人身売買制度だと言われ、批判されることにつながっていると思われます。

☞ それらの課題にできること ☞

他にも多くの課題があると思いますが、現職の衆議院議員の頃でしたら、これら課題を国会で質問して少しでも制度を改めるために行動したところですが、歯がゆいですが今はそのような活動はできません。

そこで、同じような考えを持つ方々と連携しながら、介護事業者の方への説明や受入れ段階での日本語教育の充実を図る活動を行っていかうとしています。

ただ、この制度そのものが悪いといっているのではありません。いやむしろ必要な制度だと考えています。そのスタート時に多くの課題があることを認識し行動すること、そのことを一人でも多くの方が理解して下さること、これらが大切なのだと考えています。



寄稿 福島ハーメルンプロジェクト
ジョイントチーム
茨路市 木田 拓雄 様

🏠 目的は子どもたちを被ばくから守ること

「福島ハーメルン・プロジェクト ジョイントチーム」が活動を開始したのは福島原発事故後の2011年秋です。チームの目的は「放射能による被ばくから子どもたちを守ること」。以下が私たちの活動です。

- ①年2回春と夏に保養キャンプを実施する
- ②参加者には神戸で健康診断を受けてもらう
- ③無農薬野菜を栽培し被災地福島に送る

チームのメンバー全員、市民運動などに関わったことのないいわゆる「ノンポリ」です。それでも、自分たちで作った無農薬野菜を福島に送り、楽しいイベント満載の保養キャンプを10回続けてきました。

🏠 ウクライナにできて日本に何故できない？

1986年の4月にチェルノブイリで史上最悪の原発事故が起きました。その5年後に、ウクライナは「チェルノブイリ法」を制定し、被ばく者の対策に乗り出しました。それから20年後の2011年、チェルノブイリ以上とも言われる原発事故が福島で起きました。

本年は事故から6年目。にもかかわらず、日本では被ばく者対策はほとんどとられていません。GDP63位のウクライナができて、3位の日本に何故できないのでしょうか。この疑問への答えが、私たちが見誤った日本の政治風土の残酷さ、理念のなさに通じます。

チェルノブイリ法では、日本ではその発想すらない、移住の権利があります。チェルノブイリ法での被ばくの目安は次のとおりです(以後シーベルトは「Sv」)。

- ・強制移住区域：年間被曝線量5mSv超
- ・移住選択区域：年間被曝線量1～5mSv

移住選択区域では、故郷に留まるか、放射線量の低い地域に移住するかを自分で選択でき、いずれを選んでも同等の支援が得られるようになっています。

🏠 ウクライナとあまりに違う日本の基準

一方日本では、2011年4月27日に、一般人の年間の被ばく線量の上限が1mSvから20mSvに引き上げられ、2012年4月、次の3つの区域に再編しました。なお、20mSvは、放射線業務従事者の被曝限度量です。

- ・帰還困難区域：50mSv超で5年後も20mSv超
- ・居住制限区域：20mSv超～50mSv

・避難指示解除準備区域：20mSv以下

政府は、2017年4月現在、帰還困難区域を除き避難指示を解除しました。「正式の避難者」は、「帰還困難区域」の住民だけです。また、自分で危険性を判断し、避難を選んだ住民は「自主避難者（勝手に出ていった人々）」と呼ばれ、全く支援がありません。

🏠 チェルノブイリでの移住の権利

チェルノブイリでの移住の権利をもう少し詳しくしてみます。「移住選択区域」での移住選択者（自主避難者）には、引越しの費用とは別に、移住先での住宅と雇用の確保、移住によって失われる財産も補償されます。また、故郷にとどまる住民には、汚染されていない食糧の配給、無料検診、一定期間の線量の低い土地での保養（一時保養キャンプ）が権利として認められ、すべて政府の負担によって実施されています。

「未曾有の災害であるチェルノブイリ事故への対策に取り組むこと、ウクライナ民族の子孫を守ること、これらは国家の義務である。」これはウクライナ憲法第16条の一部です。日本にはこれに類するものはありません。わずかに実施されていた避難地での家賃の援助も、2017年3月で打ち切られました。福島を出た人々は避難先で、すべての費用を自己負担で生きていかなければなりません。まさに「棄民」と呼ぶにふさわしい仕打ちです。

🏠 私たちの願いは「NO MOREチェルノブイリ」

私たちの取り組みは、ウクライナにおける故郷に留まった住民への支援（無料検診・汚染のない食料の配給・保養）を手本として活動しています。1回80万円以上かかるキャンプの費用を含め、活動は皆さまの寄付に支えられています。原発事故に責任のある国・東電は責任の追及を免れ、責任のない住民たちが苦しめられています。どうかこの現状を忘れないでください。



福島ハーメルン・プロジェクト ジョイントチーム
ブログ：http://hameinjoint.com/index.html
【ご寄付】ゆうちょ銀行 記号 14360 番号 40177671

Key for Success

第28回KS経営研究会

KS経営研究会は、「開業支援講座」「よくわかる！経営基礎講座」(講師林光行・幸)修了生で構成されている会です。情報交換や発表会を通して会員同士の切磋琢磨を図って、ビジネス拡大、交流の機会を持つことを目的としています。



今回の発表は、35期生の株式会社アイケン取締役の河野恭子さん。恭子さんは林光行・幸の高津高校の後輩という縁で経営基礎講座を受けられました。修了早々で、KS研究会のこともご存じない中での発表でしたが、「世の中に無いものをカタチにする」「ピンチをチャンスにする」バイタリティ溢れるお話しに本当に引き込まれました。(AFP 小林 実愛)

今回は、まず参加者の自己紹介タイムから。皆さん受けた時期はバラバラですが、同じ講座を受けた仲間です。和気あいあいとした雰囲気の中でスタート！

☆☆「アイケン」の事業 ☆☆

恭子さんの会社は、「誰でも簡単に使える」をコンセプトに非常用電源の製造・販売をされています。非常用電源に使用している蓄電池は、大手がよく使うリチウムイオンバッテリー(電池)ではなく鉛バッテリーです。鉛バッテリーは、蓄電容量が大きく、低コストで安定性があるのが特徴です。また、事業形態は、工場を所有せず、生産を外部に委託する“ファブレス企業”だということです。工場を持たないことで、小資本で企画開発に集中できるとのことです。

☆☆ 全国の病院・医院がお客様 ☆☆

驚いたのは、19床以下の小規模医院には非常用電源の設置義務が無いということや2時間以上の停電が意外と多いということでした。

そのため、災害時の備えより「停電対策」として、停電が起きると困る産婦人科の分娩室や不妊治療クリニックなどに導入される例が多いそうです。現在では、全国39都道府県の病院・クリニックに納品され、医療機関への売り上げが95%程度を占めるそうです。

☆☆会社名「アイケン」の謎☆☆

「非常用電源の会社なのになぜ『アイケン』なのか、どう思われます？」恭子さんが参加者に聞きます。

実は、平成16年7月の立ち上げ当時は丁度ペットブームで、犬のトリマーが増えていた時期でもあり、犬好きの社長と恭子さんのお二人で始められたのが、「犬のトリミングカー」のフランチャイズ事業でした。そこで社名を「愛犬」とされ、今の「アイケン」になったそうです。



軽自動車のトリミングカー1台で低ランニングコストなので手軽に始められる事業ですが、説明会に来る人ですぐに事業を始めようとする人は殆どありません。わかったことは「少ない事業資金で始められる＝お金の無い人が集まる」ということでした。フランチャイズ事業を模索状態のまま1年程続けられましたが、結果、会社として収益を出すには時間がかかることが判明し、方向転換されたそうです。

☆☆世の中に無いものをカタチにする☆☆

走行中にサブバッテリーを充電し、ドライバーやバリカンの電気を賄う「車内で完結する」トリミングカーの仕組みを非常用電源に応用できないか？

非常用電源のアイデアは、阪神淡路大震災で被災され、電気が無いことに大変苦労された社長の経験から生まれたそうです。社長は常に「世の中に無いもの」を考えておられる方で、それを「カタチにする」のが恭子さんです。当初はどういったものを創ればいいのか全く分からなかったそうです。「屋外用」と「屋内用」ではそれぞれ条件が異なり、試行錯誤の末、大手メーカーが太陽光発電とコラボした屋外用に力を入れているので、屋内用製品への特化を考えられました。

☆☆苦勞その1 OEM先を見つける☆☆

一番大変だったのは、OEM(委託者ブランド名製造)で、自社が開発した製品を自社の名前で作ってくれる会社を探すことだったそうです。実績も特許も資金もないベンチャー企業にはどこも見向きもしてくれませんが、ベンチャー企業への投資や資金供与目的等の様々なものに応募されたりしましたが、「鉛バッテリーを使った非常用電源など新規性も将来性も無い」ということで全滅。それでも、どうすれば付き合いをして貰えるかを考えたときに、製品を作ってもいいと思っていただけの何かが必要だと思われました。

そこで考えたのが「トリミングカー」の仕組みをトラックに応用することでした。平成17～18年頃はCO2削減が環境保護にとって最優先課題として捉えられている時期でした。トラックの走行中の電気をサブバッテリーに溜めておき、エンジンを切った後も、その電源で別に取り付けたエアコンを作動させる。このシステムで国土交通省に直接出向き補助金を申請し、一年がかりで平成19年に正式に認定を獲得されました。残念ながらこの事案は、諸事情により途中で頓挫してしまったようですが、そのような製品を作る開発力を認められ、最初は断られていた大手製造会社（当時年商1,000億円規模）との付き合いが始まったそうです。



★☆☆苦勞その2 販売先開拓★☆☆

最初は中小企業がターゲットだと思い、そこへ販売していくには他社との差別化が必要だと考えておられた時、「これだ!」と思ったのが中央防災会議で議題に挙がった「BCP(事業継続計画)※」でした。中小企業庁のホームページ「BCP策定企業一覧」立ち上げと同時に登録申請し、今も掲載されているそうです。

また、筐体メーカーとの協議を重ね、小型で扱いやすい屋内用非常用電源装置ができ上がったそうです。

こうしたさまざまな努力にもかかわらず、なかなか販売先が見つかりません。そんな折、たまたま医療機関からの問い合わせがあり、個人医院には非常用の電源設備がほぼ無いことを知らされました。

これをきっかけに関西圏だけにとどまらず、東海や首都圏まで広い範囲の医院を中心にアプローチされ、販売先が徐々に増えてきたそうです。

★☆☆東日本大震災が転機に★☆☆

そんな中、東日本大震災が起きました。問い合わせが殺到し、納品で関東を走り回ったそうですが、大手病院は自家発電装置を設置しているから必要ないと思ひ、訪問することもなかったそうです。

ところが、色々な現場を回るうち、発電機には意外に弱点があることが分かってきました。燃料の備蓄が無かったり、点検不足のために非常時に発電機が作動しなかったり、発電機自体の稼働時間が短い等の問題が次々と判明。大手病院にも蓄電池での提案の余地があるとの認識ができ、発電機の有無に拘らず、発電機のメリット、デメリットを説明した上で、非常用電源の提案ができるようになったそうです。

★☆☆苦勞その3 経費節減策も粘り強く★☆☆

経営努力として様々な経費節減策を実行しておられます。例えばDMをコストの安い透明封書に変更されました。中のパンフレットも、データを全て自社で作成し、印刷だけを依頼してコスト削減をされています。

また、価額の2分の1の前金を貰ってから生産に入る受注生産で、資金負担を抑えておられます。

★☆☆分かり易いHPでお客様獲得★☆☆

経費節減策の一つとして、ホームページを自社で作成。送付資料も、より分かり易く「何に」「どれくらい使えて」「コストはいくら」ということを明確に伝えられるよう工夫されました。遠方の場合には納品まで顧客に一度も会わないことも結構あるそうです。

一昨年前からは製品のレンタル事業や実用新案を取得した「車が有れば電気が使える」ドライビング発電機を掲載し、その問い合わせも増えているそうです。

蓄電池と社名の知名度がようやく増してきたところで、販路拡大や新製品等について色々考えておられるそうです。参加者からも他社とのコラボ商品の開発や、売り方の工夫で市場はいくらでもあるのでは?という意見もありました。お話を聞いて、私も恭子さんの行動力はすごいし、見習わなければと思いました。

※BCP=企業が災害等の緊急の事態に遭遇しても、取引先等に対して製品・サービスの供給責任を果たすための対応を文書化したもの

株式会社 アイケン
 非常用バックアップ電源製造・販売
 581-0013 大阪府八尾市山本町南7丁目13-27
 TEL 072-943-1001 www.aikenet.com

【第36期 よくわかる!経営基礎講座】 於: Aワーク創造館 <http://www.adash.or.jp/>
 ☆「事業構想編」平成29年6月12日～7月10日 18:30～21:00 毎月曜日全5回 (受講料26,460円教材費込)
 ☆「事業計画編」平成29年7月31日～8月28日 18:30～21:00 毎月曜日全4回 (受講料21,600円教材費込)
 ・事業構想編は、自信を持って独立・開業したい方、事業の見直しをしたい方等を対象に、事業目的、経営戦略の立て方、考え方や経営者にとって必要なスキルを学び、事業概要計画の作成を行います。
 ・事業計画編は、事業目的がある程度はつきりしている方等を対象に実践です。決算書の見方と利益計画の立て方や事業経営に必要な手続き等を学び、資金計画や利益計画を含めた事業計画書作成を行います。

事務所旅行

2016年10月9日～10日、福岡・佐賀を旅行しました。

1日目はレトロな建物が並ぶ門司港散策、2日目はイカづくしのランチを堪能し、黄金輝く「漢委奴国王」の金印や唐津城、吉野ヶ里遺跡を見学しました。博多(グルメ?)大好き!が高じて1日早く福岡入りした、成松の旅日記をご覧ください。(成松聖華)



◆0日目(前乗りの日) 早朝6時、自宅を出て新大阪駅へ向かう。駅弁(もちろんお肉弁当)をゲットして、新幹線に乗りこむ。ゆったり座れる九州新幹線みずほの2列シートで、駅弁を食べ、おしゃべりをして、うたた寝をし、ガイドブックを眺めているうちに、博多駅到着。女子ふたり旅の始まり♪事務所旅行なのにあたり?せっかくの3連休なので、事務所のみならず1日早く博多に来てしまいました!博多のグルメに恋してる私は、同僚を巻き込んで2泊3日の旅に♪

有名店の親子丼ランチを楽しんでいると、急に豪雨が。カフェで雨宿りをして、観光できず、おしゃべりばかりに。大阪にいても同じことできるよな...と思いながら、餃子とビールをそこそこに頂き、明日みんなと合流する小倉へ移動し、0日目終了。

◆1日目(合流の日) 11時に小倉駅に到着する事務所一行を待つ間、スターバックスラテを片手に、小倉駅～小倉城を散策しました(憎いほどの快晴)。小倉駅周辺の商店街で、前田夫妻と出会う。前田夫妻も昨日から来ていて、ドライブを楽しんでいたようでしたが、もちろん豪雨(さすが雨男!)。

小倉駅で事務所一行と合流。あれ、子どもが!と思ったら、塩尻さんとこの聡子ちゃん、草加さんとこの玲ちゃん、小林匠さんとこの^{そうすけ}壯輔くんが参加していました。この3人、この旅のキーパーソンになります。車内で言葉遊びのゲームをしたり、変顔を披露しあったり、バス移動を大いに盛り上げてくれました。

門司港では、旧門司三井倶楽部のレストランで、名物の焼きカレーのランチを頂きました。ふぐ雑炊もおいそうでした…。



関門海峡

その後はそれぞれ自由行動になり、関門トンネルを歩いたり、ランニングしたり(!)、土産店を見て回ったり…。私は、クロワッサンソフトクリームを片手に、門司港の街並みを散策。

夕食の宴会後、天神の屋台街を散策し、若手女子3人で、本日締め博多ラーメンを堪能。こってり豚骨スープかと思いきや、意外にあっさりしていて、軽く1杯食べてしまいました(でも本当は鉄なべ餃子が食べたかった)。ホテルに戻ると0時を回っていて、深夜の女子トークをすることもなく、夢の中へ。

◆2日目(歴史の旅) 1日目は食いだおれの1日でしたが、さっそく朝から朝食ビュッフェを心ゆくまで堪能し、日本の歴史を辿る旅へ出発。福岡市博物館で「漢委奴国王」の金印を鑑賞。唐津城を観光し、イカの町・佐賀県呼子へ。新鮮なイカの活け造りを筆頭に、天ぷらや焼売など、様々なイカ料理を頂きました。海辺のお店で頂く新鮮なイカは大変おいしかったです。

吉野ヶ里遺跡へ向かう道中、恒例の前田夫妻による「金印の謎」「邪馬台国の謎」と題した紙芝居でお勉強(昨年は夢の中で聞いてましたが、今年はち



イカの活け造り

ゃんと起きてますよ!前田先生!)。吉野ヶ里遺跡は、弥生時代の建物が復元されていて、まるで弥生時代にタイムスリップしたような気分。

◆振り返って お城や博物館、吉野ヶ里遺跡など、今まで縁がなかった場所へ行って楽しかったです。また、博多の屋台街を散策し、焼きカレーや博多ラーメンなど、ご当地グルメを堪能できたことが嬉しかったです。今度は、鉄なべ餃子と水炊きを食べに、また博多へ行きたいです!結局食べてばかりですね!(笑)



2017年合宿レポート

2017年の林事務所の新年合宿は、生駒山系の森林に囲まれた研修施設「アイ・アイ・ランド」で行いました。林事務所の合宿は毎年内容が異なるのが特徴。1年の目標をじっくり話し合った年であれば、お互いを知るために時間をかけて自己紹介をした年も。大自然のきれいな空気の中、リラックスしたところで穏やかな気持ちのまま合宿はスタートしました。 (公認会計士 田中 雄介)



☞会計人は
かっこいい

初日の午前中は、昨年(第94回)経営倶楽部(4-5頁)で講師を務めて下さった(株)ウェブの代表取締役中島進さんが外部講師としてご参加下さいました。実は、過去にも当合宿に参加していただいたことがあるんです。

長年多くの会計事務所をIT面からサポートしてこられた中島さんだからこそ、会計人や会計業界の現状に詳しく、お話し下さった内容には説得力がありました。中でも一番印象に残っているのは、「会計人はかっこいい(COOL!)」とおっしゃっていたことです。経営者の一番の理解者となり、会社を明るく元気にできる存在である反面、非常に責任の重い仕事という意味。

私も改めて自分の仕事に誇りを感じ、もっとお客様の立場に立って仕事をしないといけないなと思いました。人工知能の発達によって消えてしまう職業なんて言われているようではいけないなあと思いました。

☞林事務所
の印象は?

付き合いが長く林事務所のことをよくご存知の中島さんに林事務所の印象をお聞きしたところ、誠実で理念がブレない、居心地が良い、損得を度外視した「利他の心」を持っている事務所とのこと。また、生産性が高いとも言って頂きましたが、私自身はそんなことないと思っています。経営倶楽部や経営基礎講座、シェアリングレターなど時間がかかっている割に儲かっていないことばかり(笑)。でも、中島さんは、ここまでやっている会計事務所は他にないから絶対やめてはダメと。そう言っただけだと嬉しいのですが、このシェアリングレターも実はけっこう大変なんです…(笑)。

☞昨年の
振り返り

午後からは、昨年のサポートチームに分かれて、各々1年を振り返りました。満足のいく1年を過ごせた者やそうでなかった者。私は新しいことへのチャレンジを目標に掲げていたので、7月に「社会福祉法人の会計監査」の本の出版に参画できたことや、長年の目標であった英会話学校に通い始めたことは、自分の中での大きな成

長でした。計画通りにいかなかった早朝の勉強、維持できなかった体脂肪など達成できなかった目標もありますが、それでも1年間意識して目標に取り組めたのは、定期的にランチミーティングで進捗状況を報告し、チームのメンバーに相談できたからだと思います。

☞「成長」と「幸福」

2日目は朝から生憎の雨。朝食後に森を散策しようと楽しみにしていたので残念でした。朝食を食べ過ぎて既にぐったりしている者や深酒で寝不足の者もいる中、軽く体操して頭も体も目覚めたところで、林事務所の事務所理念にもある「成長」と「幸福」について考えました。成長はP/L、幸福はB/Sといった会計事務所らしい意見?や、成長は過程の全て、幸福はなりたい自分になっている状態などの意見も。林からは、成長とは気づきがあって今までと違う行動を起こすことであり、成長することによって幸せになるとの話がありました。新人職員も増えたところでこのような事務所理念を見つめ直す機会を持てたことは、職員全員にとって大変有意義な時間であったと思います。

☞合宿を終えて

今年の合宿は、「将来」がテーマであった気がします。各々が成長と幸福について考え、幸せな一日を想像しました。そして林は、職員みんなの将来を応援すると言いました。林事務所を辞めることがあったとしても、それが本人の幸せであるならば、やっぱり合宿は、事務所が幸せな将来へ進むためのコンパスのような存在だと感じた2日間でした。ちなみに合宿の後の打上げは、社会福祉法人青葉仁会様が運営するカフェ「イーハトーヴ Sora」を利用させていただきました。お野菜たっぷりの美味しいディナーで2日間の疲れが吹き飛びました。ありがとうございました。





読者の皆様からのお便り

✿ 53号の巻頭言「トモダチの救援」を読んで、すぐに筆をとらざるを得ませんでした。

私達の先祖は「恥」というものを倫理判断のベースに置いてきたのではなかったのかと、それが変わってしまったのかと。日本政府が、日本を救出しに来て、福島沖で多くの隊員が被爆したその災難に対し、冷たく「被爆は米軍の責任」と言い放ったことに、穴があれば入りたいような気が致します。

福島にかけつけてくれた隊員に煎餅を差し出した女性やカップ麺やおにぎりを提供した庶民と日本政府のあまりの違いに、唯もう驚きと情けなさを感じます。

出来れば少しのカンパであっても集めて、甲状腺ガンに苦しむ水兵さんたちに送れないか考えております。福島の子どもや女性の多くがガンのことで悩んでいますが、日本人もアメリカ人も違いはありません。すごく大事な事実を教えて下さりありがとうございます。

ちびくろ保育園 田中 英雄 様

✿ シェアリングレター第53号をお送りいただき、豊富な情報に接し、日頃は雑用に追われ、深く考えることのない憲法等重要な問題について、改めて勉強する機会を得ることが出来、誠に有難うございました。

“憲法について考える”は、制定当時、欧米諸国に遅れていた基本的人権・自由主義に加え平和主義を盛り込み、お陰で70年間我が国は戦争による殺人や破壊をされることもなく平和に過ごせ幸せです。平和憲法は70年を経た現在も輝き続けているのではないのでしょうか！70年前、制定に携わった先人に感謝したいものです。一部には、“押し付け”憲法説もありますが、“良いものは良い”に同感です。

“成人年齢引下げについて思う”の末尾にある、“政治にからめ捕られ…勇気ある発言を期待できない”は、メディアの中立公正の自己規制を思い起こしました。

“ベトナム…を訪問して”の最後の“現地を見ずに…本当の姿を見誤ってしまうかも”。災害地・沖縄の米軍基地等の現場と中央省庁・政治家との温度差を考えると全くお説の通りです。英国のEU離脱の国民投票や米国大統領選等の意外な結果も現地の“声なき声”を無視した当然の結果かもしれません。

和歌山市 元毎日放送㈱ 三原 嘉久 様

✿ 「トモダチ作戦」、ほんとうに日本国民として恥ずかしいですね。どのような問題があっても、現に苦しんで居られる、しかも助けていただいた方々に少しでも報いるのは人間として当然のことです。

その他今回のシェアリングレターは学ばせて頂くことが沢山ありました。「社会福祉法の改正」と「内部告発」。ニュースでも報じられ、心痛む不正など、おかしいことはおかしいと云える組織風土を築いていかなければ、また同じようなことがくり返されるでしょう。

発達障害についての文章もよかったです。私達障がいを持つ子の親は、「この人達は社会にとって必要な人です。何故ならこの人達が暮らしやすい社会は皆にとって暮らしやすい社会です」と云って下さる方々に支えられて頑張っている生きています。

東大阪市 黒崎 睦子 様

✿ いつもシェアリングレターありがとう！生徒たちに「星の王子様」から「肝心なことは心で見ないと分からないよ」とよく話をします。会計など詳しくはわかりませんが、幸さんの文は本音(心)を語っているのが好きです。益々のご活躍を祈っております。

元夕陽丘中学校教師 橋本 隆義 様

✿ 日頃私の出会うレターと一味ちがう通信、いやいや、いく味も違うレターはとっておきの新鮮さ。感謝致します。こちら「はなかみ通信」に、近藤宏一さんの遺稿の詩を尚も掲載させて頂いているんですが、近況として、もう一つのご報告をいたします。

昨年より「鶴見俊輔さんの仕事」という本がシリーズとなり、刊行がはじまりました。鶴見さんは幅広くて拾いきれないほど行動する哲学者でしたが、一つ一つの活動を共にした当事者たちが、肉声の鶴見さんを語り、その姿を辿り、できれば受け継ぎたいものをしみじみイキイキ？報告しています。

第1回は「ハンセン病に向き合って」。第2回は「兵士の人権を守る活動」で昨年末に発刊されたのですが、ここに話し手として私も参加しています。「殺すのも、殺されるのもイヤだ一。当たり前権利や希望を、若者たちにも残すには？」。暗いトンネルから一灯が射すような、“明きを究める”鶴見さんが今もここにいる、そんな本だと思っています。編集グループ〈SURE〉の直販ですが、お読みいただけたら嬉しいです。

大津市 高橋 幸子 様

❀ この度もシエアリングレターをお送りいただき有難うございます。毎々のご配慮感謝いたしております。

「人」の梶本氏の記事中「…人格優れた良い上司に恵まれ…」とありましたが、教員から府教委の教育行政に携わって18年間勤めさせていただいた私にとっても、その感を深くしたことを回想していました。

今後とも所長様はじめ事務所の皆様のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げます。

川西市 林 煥 様

❀ いつも愛読しています。特に、巻頭言の視点は素晴らしいと感銘を受けています。ところで、去年は、「人を育み、利益をもたらす 会社を強くする習慣 ― 枚岡流『徹底3S』9つのルール」(ダイヤモンド社)を上梓し、紀伊国屋梅田本店ビジネス書部門で週間ベスト10になりました。おかげ様で、林君と同様、全国に講演する日々を過ごしていますが、中小企業、特に町工場が少しでも元気になればと願っています。

枚岡合金工具株式会社 古芝 保治 様

❀ 健康で、公私にわたる御活躍素晴らしいですね。シエアリングレターも読ませてもらっています。

私事では沖縄、福島、多摩全生園、丸木美術館などを訪ねました。いまだに続く差別や被害の実情に考えさせられること多でした。「人が人らしく生きる」という簡単な命題の達成の難しさを感じます。

「まず隗より始めよ」の意を新たにします。

東京都品川区 坂寄 道男 様

❀ 3/30付日経新聞のopinionでの小論「反知性主義と『教養』の回路」が、自分自身を振り返る意味でもすごく心に残りました。内容を簡単に述べると、かつての岩波文庫が「教養」の象徴だった時代、その教養主義に対する批判を経て、現在は「知性主義への反発というより、権威化した知性への嫌悪感が募っている時代」としつつも、大衆レベルでの新たな「知」の探究を生む可能性を示しているというものです。それはネット空間などでの岩波の教養が健在なことでも示されるとあります。この小論を読んで思い出したことがあります。

まず先日、読み貯めた書籍を8割方処分しました。15kg入ダンボール箱30ヶ以上になりましたが、岩波全書、新書、単行本、文庫と岩波から出版されていた本が全体の2~3割にのぼり、いかに私がかつて岩波の教養主義に心を寄せていたかを再確認しました。

読者の皆様からのお便り



次に、私の出身地長野県大町市、木崎湖畔にある「信濃木崎夏期大学」と銘打った市民講座が、大正時代から現在まで100年間続いていることです。

北アルプスの麓の大町市は、雷鳥やカモシカといった天然記念物的な動物、希少な高山植物、上原遺跡・尖石遺跡といった縄文時代の遺構、また、開智学校や松本中学といった明治以降の初等・中等教育の様々な資料等々沢山の自然科学、社会科学の宝庫です。

それらの資源を生かし、地元信州大学の教授を始め、信大生、地元高校生、在野の研究者、アルピニスト、農業専従者等の協力を得て、質の高い講座を開いています。運営は地元教職員のボランティアだとのこと。

東京や大阪などからの参加者も多いそうです。こうした開かれた場で沢山の人の研究が開示されるのは、まさに知性の大衆化、アカデミズムの大衆化という視点でも1つの教育のありかたではないでしょうか。「信濃木崎夏期大学」がある意味教育の原点であり、これからの教育に一つの示唆を与えているような気がします。

山口県 中三川 俊夫 様

❀ 笑ったり、泣いたり、ハラハラしたり、あつという間の1年でした。ボランティアも数が増えていくばかり。花と土に触れ、折り紙に頭を使い、リズム体操ではリズムに乗れず、点訳には頭を悩ませ、食育では、子ども食堂を始め、カレー合計240食作りました。これもやさしい仲間のお蔭です。感謝感謝でいっぱいです。

滋賀県 武田 麻岐子 様

❀ いつもご送付頂き、新しい情報や、参考になる考えさせられる講話など感謝しきりです。

当方は、認定こども園になり、かなりの事務量に負担を感じつつも2年が経過しました。今話題の森友学園や姫路の認定こども園など、私共は国、県、市のチェックが厳しいのに、どうしてあのようなことが起きるのか。不思議で考えられません。大変情けなく憤りさえ覚えます。地域、家庭に教育力が弱まった現在、私たちの業界は、なお一層公共性に立ち、子どもに保護者に寄り添う覚悟が必要と思います。

認定こども園 泉幼稚園 八子美代子 様

多くのお便りを有難うございます。やむを得ず割愛させて頂きましたこと、ここにお詫び申し上げます。





いま 思うこと 伝えたいこと

✿ 終わりとのはじまり 岸本 智恵美 様

今年で教師生活に幕を下ろしました。最後の年に、生徒と一緒に卒業できたという巡り合わせに感謝です。60才という年齢で退職とはよくできたもので、中学生という若さ真っ直中、思春期の難しい世代の生徒たちと向き合う中、気持ちは負けていなくても体力と身体の機能は着実に衰えてきました。さらに、ここ数年は急激に若い教師の採用が増えて職場における組織図も非常に偏り、同世代が非常に少なく20~30代が職場のほとんどを占めるという歪いびつな状況になってきました。私の体力低下は若い教師が充分補ってくれましたが、同世代がいない寂しさと苦労をかかえながら重圧と重責を背負ってここまで何とか頑張ってきました。

最後は生徒と教師が一体となって退職祝のサプライズをしてくれ号泣させられました。最後まで担任を貫き、余力を残すことなく頑張った見返りが想像を超えるサプライズで、本当に教師冥利に尽きる思いで悔いなく教師生活にピリオドを打つことができました。



しかしながら、これからの教育に不安は山積みで、若い教師の未来と生徒たちの将来がとても心配です。教育現場は教師の多忙化が加速し、自由な発想や活動が狭められています。IT化が進む中、教師の仕事は軽減どころか二重に負担が増え、保護者の様々な要求や苦情も教師の努力に反比例して増加しています。チャレンジテストによるゆがんだ進路指導には教師も生徒も理不尽さを感じています。加えて、政治の右傾化の波は教育現場にも強く影響し、30年前からは考えられないくらい上からの締め付けがきつくなっています。

個人的に悔いなく終えた教師生活ですが、今後の教育に大きな不安を残し、後ろ髪を引かれる思いです。これからはひとりの一般地域人として出来ることを考えていかなければと思っています。

✿ 「3歳の壁」にぶちあたりました 杉田 旭子 様

前号で「保活をなめてました」を書かせて頂きました。その後長男（3才）が小規模認可保育所を卒園になるので、春からの保育園の申込みをしていましたが、見事1次調整ですべての保育園に落ちました。

その後3月の2次調整で、隣の天王寺区の新設の保育園への入園が何とか決まりました。

「3歳の壁」とは、「0~2歳までの小規模保育施設に通っていた子供が、3歳から通う保育園や幼稚園を探すのに再び苦勞すること」です。



なぜ「3歳の壁」という問題が起こるのでしょうか。都心部など人口が多く土地の価格が高い地域では、認可保育園の基準を満たす敷地や園庭を確保することが難しく、待機児童解消の為に、活動量の少ない0~2歳児に園庭や敷地面積の基準を緩和した「小規模保育施設」が増設されています。が、既存の保育園では、在園児が持ち上がるため、3歳児の受け入れ枠は1~4名などとごく少数で、0名のところもあります。

その年に新設の保育園ができれば、20名程ぐっと受入数は増えるのですが、小規模保育施設の卒園児を含め入園希望者の方がずっと多いのです。

「既存、新設の保育園の3歳児の受け入れ数を増やしてくれればいいのに」と保護者としては思うのですが、(年齢毎に)園児一人当りの敷地面積の規定などで、その年だけ3歳の受け入れを大幅に増やせたりはしないそうです。

「育児休業2年取得」という取り組みがあっても、育児休業を2年とると、枠がなくて保育園に入れないのでは、社会のニーズと、保育園の受入人数のあり方が反しているように感じます。

当然地域によって状況は全然違うと思います。ここまで「3歳の壁」が大変だと書きましたが、私のように文句だけの人ではなく、「見守り」という形で在宅で仕事をする仲間を集める方や、高齢者施設で子連れ出勤できて、多世代が自然にいれる場所を創ろうとしての方など自らアクションを起こす方もたくさんいますし、娘が通う保育園でも、シニアの方がお手伝いに入って下さっています。多くの方がそれぞれの立場で子育てに協力してくれているのを心強く感じます。



私自身は何をしたいのか、何ができるのか…。仕事、育児、家事に追われていますが考えて行動していきたいです。

多くのお便りを有難うございます。やむを得ず割愛させて頂きましたこと、ここにお詫び申し上げます。





Awareness for New Actions ~新しい行動への気づき~ ANAセミナーを受講して



＊「純子は殻を破り。わかったかや！」これは約4年前に、私の紹介者から手渡された色紙の言葉です。随分前からANA研修への参加を言われていました。でもその度に、どうのこうのと言って逃げていました。

今回やっと参加して気づいたことは、泣いている私、愛を欲しがっている私がいることです。だから人に認められたい、褒めてもらいたいと一生懸命頑張っている私がいたんです。頑張り過ぎてしんどくなっているのに、その感覚が麻痺してしまっていて、無意識のうちに、どうにもならない変わらないことに対しても問題を探して、正しい答え、正解は何？⟨いつもガチガチに凝り固まった考え方にとらわれていたのです。

そのことに気がついた時、ぱあーっと心が晴れてきました。今までは失敗を恐れてチャレンジしなかったことも、自分で決めて行動するようになりました。

ANAに出会えて良かった。来て良かった。あきらめずに誘ってくれた紹介者の愛を感じています。ありがとう！

堀尾 純子 様

＊初日は、「得体のしれないセミナー？に参加させられている」と、ものすごく警戒していました。

2日目になり、自分が当たり前に行っていることの裏側に、こんな見え方、捉え方があったことに、頭を何かで殴られたような衝撃を受けました。でも、そんな自分も確かにあるのだと認めようと努めてからは、セミナー内容がすーっと自然に自分の中に入ってきて、染み込んでいくのが感じられ、肩の力が抜け、とても楽な気持ちになり、“知らなかった、見ようとしていなかった自分”を探してやろう！という意欲が生まれ、そうすると一つ一つのワードが意味をもって頭に入ってくるのを感じ、自分の実生活の中での場面場面に当てはまり、理解することができるようになりました。

3日目は、やっと発見できた気づきを大事に育て、より幸せに一日一日、一瞬一瞬を過ごし、意識して楽しんで生きて、笑っていたいなあと思えました。

人生で初めて、一生に一回しかないであろうこんな気づきの機会を与え支えてくれた、トレーナーやアシスタント、そしてだんなさんに本当に感謝です。ありがとうございました！！

石田 亜矢子 様

＊受けると覚悟したものの、初日の朝は足取りも重く、1日目が終わっても頭の中が???という感じでした。

2日目は気持ちを切り替えて参加しようと思い、「あ〜そうやったんかあ!!」と思ったとたん、「ガ〜ン」と落とされた気がしましたが、3日目は目の前がペア〜と開けたと同時に、勧めて下さっていた方に感謝の気持ちで一杯になり、こんなに自分の観念に捉われ固執してたんだなあと感じることができました。

気づいたことで、自分がどう変化できるのかまだ分かりませんが、迷ったり悩んだ時は、ANAセミナーのことを思い出して立ち止まってみようと思います。

伊織 文代 様

＊ANAに参加できたことは、とっっても今の私に大切な機会だったと、いろいろな気づきから思いました。

行き着くところ「私は正しい」の観念を持って、日々の対人関係、家庭や仕事、友人との関わりの中でも、その方向に向かうよういろいろの感情を使って、意識的に無意識的に考え行動していると思います。

とりあえず“止まる”一呼吸置く、そして目で耳で観察(=観る)という手札を身近に、いや、目の少し横ぐらいにぶら下げて生活していこうと思います。

これは1人では決して気づけないことだと理解しています。私と付き合ってくださいるすべての人に感謝です。

高橋 さと子 様

Awareness for New Actions ANAアナセミナーのご案内 ~人生をより豊かに、より幸せに生きたいと思っておられる方のためのセミナーです。大切な自分のためにほんの少し時間をあげてみませんか♪~

日程：◆2017年 5月ANA◆ 5月 4日(祝)~ 6日(土)

◆2017年 8月ANA◆ 8月11日(金)~13日(日)

◆2017年11月ANA◆ 11月 3日(祝)~ 5日(日)

費用：7万円(林事務所からの紹介は6万円)

ANAセミナーは、3日間のメインプログラムと、3回のフォローアップの6日間のプログラムです。

お問合せは 林 幸・河崎まで TEL 06-6772-7770

第96回経営倶楽部のご案内

今回の経営倶楽部は、一般社団法人つなぐ尾関泰輔様をお招きし、お話を伺います。尾関様は、“桃谷こども食堂”あるいは“おたまじゃくしプロジェクト”などの闘病する子ども達を勇気付ける活動など多彩な事業に携わっておられます(2頁参照)。現在取り組んでおられる事業は、「顧客」のニーズとサービス提供者(普通に言えば「会社」)のサービス(商品)を、どうマッチングさせるかという発想から成立した事業です。福祉だけでなく、むしろ中小企業の事業経営にとっても役立つお話だと思います。皆様、是非お誘い合わせの上、参加くださいますようご案内申し上げます。

- 講師 一般社団法人つなぐ 尾関 泰輔 様
- テーマ 「**一歩先のブランドマーケティング ～ 市場創造の発想法 ～**」
- 日時 平成29年4月22日(土) 午後1時30分～5時
- 場所 講演会：たかつガーデン 3階 ローズ □ 会費 講演会：5,000円



❖次回、第97回経営倶楽部は平成29年7月14日(土)～15日(日)、弊所 税理士・中小企業診断士 前田有太可による「マネジメントゲーム」です。❖お問い合わせは ⇒TEL06-6772-7770 ⇒info@share.gr.jpまで

◆◆社会福祉法人会計簿記 第13回 認定試験は、平成29年12月3日(日)です◆◆
 申込期限は10月末予定。詳細は ⇒「一般財団法人 総合福祉研究会」<http://www.sofukuken.gr.jp/>

▽▲出版物紹介▽▲ ■社会福祉法 法令規則集 ◇編著：林 光行 ◇発売所：実務出版株式会社
 平成29年4月施行の改正社会福祉法。準用・読替規定の多用により読み解きに骨がおれます。正確に読み解く必要に迫られた林が、自己の手控えとして作成した法令規則集です。読替前の法文を記載することにより、本来の法文からキチンと読解する一助としていただける内容となっています。



■会社実務に活かす・ビジネス簿記入門(第6版) ◇藤本清一・林 幸 共著 ◇税務研究会出版局
 簿記を勉強する人、日商簿記3級をめざす人が、完全独習できるよう、ステップを踏んで学べるように構成しています。この度の商工会議所簿記検定試験出題区分表の大幅改定に対応して、第6版を発行することになりました。最新の出題傾向をもり込んだ問題を数多く追加掲載しました。(林 幸)

YUKIのつぶやき

★「ドラマより面白いよ」と聞いた森友学園ですが、残念ながらニュースを見る機会もなく…でも、たまたま「事実がないのにまるで事実であるかのように言うのは典型的な印象操作なんですよ」という首相の答弁を見ました。「印象操作」は耳慣れない言葉。でも首相は多用しているとか。はは～ん、頭は「印象操作」で一杯かも…と妙に納得。例えば「未来」「輝く」「アンダーコントロール」「総活躍」。税制改正も名前は目新しいけれど中身は焼き直しか後退してたり…。

ところで、困難な状況にある人は、その抱えている問題では常に少数者。良いイメージの情報の陰で、問題は置き去りにされ、少数者の願いはかき消されます。「知らない」「分からない」で済ませてしまいがちな私たち。ではどうすればいいのか良い知恵はありませんが、自由に話し合う人の輪を広げ、困難を抱える人々に少しでも寄り添うことができたらいいなあと思います。何故なら、自分がいつ、その少数者になるかわからないのですから…。

★「ちぎりあれば難波の里にやどり来て 波の入り日をおがみつるかも」。事務所のビル名にもなっている夕陽丘は藤原家隆の歌が由来。確申時期、ラウンジを運営されているHさんと夕焼けを眺めながら「綺麗ね～」と会話。するといつも元気潑刺なHさんがふと寂しそうな表情に。「西方浄土って言うでしょう？毎日出かける時、ベランダから夕日に『母ちゃん、行ってくるわね～』と言うんです。聞けば、脳出血で植物状態になられたお母さまの見舞いを3年間朝夕かかさずされたとか。「でもね、先生。何であの時もっと…と思いますよ」。おかしい言動を始めたお母さまを脳外科に連れて行かなかったこと。真夏、面会に行くと、エアコンスイッチを入れるような病院に入院させたこと…。暮れに入院した母とかぶって共感。万全を尽くしたはずなのに立つことができなくなった母は今施設に。「何故あの時もっと…」と思う私に「男の子が髪を撫で付けてくれるんやで」と母が微笑みます。桜の古木に咲いた蕾を見ると何故か涙が出てきます。(幸)

公認会計士・税理士 林光行事務所	公認会計士・税理士 林 光行
大阪市天王寺区生玉寺町1-13 サンセットビル	税 理 士 林 幸 中小企業診断士・税理士 前田 有太可
〒 543-0073	税 理 士 古田 茂己 公認会計士 塩尻 隆夫
http://www.share.gr.jp/	税 理 士 林 竜弘 公認会計士 藤原 良樹
TEL 06-6772-7770	税 理 士 小林 匠 公認会計士 田中 雄介
FAX 06-6772-7740	

☆次号は29年10月発行予定です。「今思うこと、訴えたいこと」など、どしどしお寄せください。⇒info@share.gr.jp
 ☆購読料をカンパして頂ける方は林光行事務所の郵便振替口座までお願い致します。⇒口座番号00950-3-14499